

帯広市の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための限定的な保育の実施

○基本的な考え方

昨日、国が緊急事態宣言の対象地域を全国の都道府県に拡大したことに伴い、帯広市では4月20日から5月6日まで、小学校等を一斉臨時休業措置といたします。

しかしながら、子育て家庭においては一人で過ごすことができない児童がいること等を考慮し、当期間の保育所及び児童保育センターにおいては、感染予防に最大限配慮した上で、利用の自粛を原則とした限定的な保育を実施いたします。

国は、この緊急事態を5月6日までの期間に終えるため、全国民に最低7割、極力8割の接触削減の実現を求めており、私たち市民一人ひとは、今までにも増して不要不急の外出を避けるなどの感染拡大防止に向けた行動変容に取り組むときです。

限定的な保育の利用にあたっては、大切なお子様やご家族をはじめ、お友だちや先生方みんなが感染しない、させないことを第一に考え、慎重な判断を切にお願いいたします。

○実施期間 令和2年4月20日（月）～5月6日（水）

※ただし、状況により変更となる場合があります。

○保育所及び児童保育センターの限定的な保育にあたっての留意事項

- 基本は、利用を自粛してください。
- いずれの保護者も仕事が休めない、兄弟や祖父母などが児童を保育できないなど、止むを得ず家庭で保育ができない日のみに限定してください。
- ご家庭では、必ず児童及び同居家族の検温を実施し、発熱や風邪等の症状がある場合は絶対に利用しないでください。
- 止むを得ず、利用する場合は、集団で過ごす時間を短くするため、可能な限り児童を早く迎えに来てください。原則、延長保育は実施しません。
- 休日保育は、複数施設から児童が集まり、普段と異なる接触が増えることから、基本は、利用を自粛してください。
- 児童保育センターを利用する児童は、必ずマスクを着用してください。
- 病後児保育と一時保育は、限定的な保育期間中は中止します。